

自転車の安全利用に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、神奈川県立保健福祉大学における自転車の安全利用の実施に関し必要な事項を定め、大学における自転車による通行障害等を除去するとともに、安全で快適なキャンパス環境の維持向上を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 自転車 道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第11号の2に規定する自転車をいう。
- (2) 放置 自転車が、大学の指定する駐輪場（以下「駐輪場」という。）以外の場所に置かれ、かつ、自転車の利用者（以下「利用者」という。）が当該自転車を離れて直ちに移動させることができない状態又は明らかに遺棄されている状態をいう。

(学長の責務)

第3条 学長は、駐輪場の整備及び管理、並びに自転車の適正な駐輪方法の指導及び啓発その他の自転車の安全利用の実施に努めなければならない。

(利用者の責務)

第4条 利用者は、常に歩行者の安全を第一として自転車を運転し、及び駐輪するよう心掛けるとともに、自転車の交通安全及び駐輪秩序の保持に努めなければならない。

(無登録自転車の駐輪及び駐輪場以外の駐輪の禁止)

第5条 利用者は、大学構内において、第10条の規定に基づく利用登録（以下「利用登録」という。）を受けていない自転車を駐輪してはならない。

2 利用者は、駐輪場以外の場所に自転車を駐輪してはならない。

(放置の禁止)

第6条 利用者は、自転車を大学の構内及び構外の各門近辺等の場所に放置してはならない。

(放置自転車に対する措置)

第7条 学長は、放置してある自転車（以下「放置自転車」という。）が通行の障害等となると認めるときは、利用者に対し、当該自転車を撤去する旨を警告し、警告後1週間経過後も引き続き放置してあるときは、当該自転車を撤去することができる。

2 学長は、前項の規定にかかわらず、次の各号に該当する自転車が放置されているときは、直ちに撤去することができる。

- (1) 利用登録を受けていないもの
- (2) 明らかに遺棄されているもの
- (3) 歩行者の通行を妨げる恐れのあるもの
- (4) 消防・救急等の緊急災害活動の障害となるおそれのあるもの
- (5) その他大学の交通安全秩序を著しく阻害しているもの

(撤去した放置自転車に対する措置)

第8条 学長は、前条の規定により放置自転車を撤去したときは、撤去した日から6月間大学が定める保管場所に保管するものとする。

- 2 学長は、前項の規定により保管した自転車のうち返還することができない自転車又は所有者が確認できない自転車については、当該保管期間経過後廃棄等の処分をすることができる。

(放置自転車の返還)

第9条 撤去された放置自転車の所有者は、保管期間内に自転車の返還を申し出るときは、自転車返還申請書(様式第1号)に必要事項を記載の上、事務局に提出するものとする。

- 2 事務局は、前項の自転車返還申請書を受理したときは、身分を証する書類等により当該放置自転車の所有者であることを確認したのち返還するものとする。

(自転車の利用登録)

第10条 大学構内において駐輪場を継続的に利用しようとする学生及び教職員は、事務局において登録を受けるものとする。

- 2 利用登録を受けようとする者は、自転車登録申請書(様式第2号)に必要事項を記載の上、登録シール(様式第3号)の交付を受けるものとする。

(登録シールの貼付義務)

第11条 自転車の利用登録を受けた者(以下「利用登録者」という。)は、車体の後輪泥除け部分その他容易に識別できる位置に登録シールを貼付しなければならない。

(利用権の譲渡等の禁止)

第12条 利用登録者は、利用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(住所等の変更の届出)

第13条 利用登録者は、氏名、車種等の登録事項に変更が生じたときは、速やかに事務局に届け出なければならない。

(利用登録の取消し)

第14条 学長は、利用登録者について次の各号に該当すると認められるときは、利用登録を取り消すことができる。

- (1) 虚偽の申告その他不正な手段により利用登録を受けたとき。
 - (2) この規程に違反したとき。
 - (3) 前2号に掲げる場合のほか、学長が交通安全又は駐輪場の管理上必要と認めるとき。
- 2 前項の規定に基づき利用登録の取消しを受けた者については、取消しを受けた日から1年間利用登録を受けることができない。

附 則

- 1 この規程は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 廃止前の自転車の安全利用に関する規程で利用登録を行った者は、この規程の相当規定により行った利用登録とみなす。

(様式第1号)

年 月 日

自転車返還申請書

神奈川県立保健福祉大学長 様

学籍番号 _____
(ふりがな)
氏 名 _____

年 月 日に撤去された次の自転車について、返還をお願いいたします。
なお、今後駐輪秩序に努め自転車を放置することのないよう約束いたします。

- 1 登録番号 : 第 _____ 号
- 2 車 種 :
(メーカー・色)
- 3 防犯登録番号 :

(様式第2号)

年 月 日

自転車登録申請書

神奈川県立保健福祉大学長 様

学籍番号 _____
(ふりがな)
氏 名 _____

次のとおり、自転車の登録を申請します。

車 種 (メーカー・色)		防犯登録番号	
-----------------	--	--------	--

※ 記載事項に変更が生じた場合は、速やかに申し出てください。

登録を受けた際には、次のことを遵守します。

- (1) 歩行者の安全を第一とし、自転車を運転し、駐輪すること。
- (2) 大学の構内では自転車を運転しないこと。
- (3) 大学の構内は、自転車駐輪場以外の場所に駐輪しないこと。
- (4) 大学の構外の各門近辺等の場所に自転車を放置しないこと。
- (5) その他学長が交通安全又は駐輪場の管理上必要と認めた事項

登録年月日	※ 年 月 日	登録番号	※第 号
-------	---------	------	------

※ こちらは記載しないでください。

(様式第3号)



大きさ：縦6.5センチ×横3.5センチ
自転車登録証の色：年度ごとに色分けをする。

(※上記「〇〇〇〇」の部分には当年度の西暦4桁を記載します。)